引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
令和4年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

（歳入）
・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額　226,234 千円

（歳出）
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　2,161,843 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	総合福祉事業	34,154	767	0	0	6,913	26,474
	障がい者福祉事業	386,613	284,931	0	0	21,055	80,627
	老人福祉事業	60,179	0	0	0	12,461	47,718
	福祉医療事業	233,350	91,675	0	0	29,337	112,338
	児童福祉事業	662,806	446,292	0	2,290	44,359	169,865
	小　計	1,377,102	823,665	0	2,290	114,125	437,022
社会保険	国民健康保険事業	129,462	68,025	0	0	12,722	48,715
	介護保険事業	330,496	13,480	0	129,682	38,791	148,543
	後期高齢者医療事業	214,265	28,665	0	0	38,432	147,168
	小　計	674,223	110,170	0	129,682	89,945	344,426
保健衛生	母子保健事業	22,301	75	0	0	4,602	17,624
	疾病予防事業	65,371	1,180	0	0	13,292	50,899
	健康増進事業	22,846	2,225	0	0	4,270	16,351
	小　計	110,518	3,480	0	0	22,164	84,874
合　計		2,161,843	937,315	0	131,972	226,234	866,322

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。